

○第171回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：令和元年5月30日（木）14：00～15：20

議事概要：

（1）農薬（ピリプロキシフェン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピリプロキシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.1 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を3 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、茶、メロン等に使用します。今回、みつば及びびかんきつへの適用拡大申請がされています。また、インポートトレランス設定（コーヒー豆）の要請がされています。

（2）農薬（チフルザミド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、チフルザミドの一日摂取許容量（ADI）を0.014 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.25 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、稲、ばれいしょ等に使用します。今回、畜産物への基準値設定の要請がされています。

（3）農薬（ピリダリル）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ピリダリルの一日摂取許容量（ADI）を0.028 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、キャベツ、はくさい等に使用します。今回、とうがん、ごぼう等への適用拡大申請がされています。また、魚介類への基準値設定の要請がされています。

（4）農薬（プロチオコナゾール）の食品健康影響評価について

・審議の結果、プロチオコナゾールの一日摂取許容量（ADI）を0.011 mg/kg体重/日、一般の集団に対する急性参照用量（ARfD）を1 mg/kg体重、妊婦又は妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.02 mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、インポートトレランス設定（綿実）の要請がされています。

（5）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① ブロフラニリド

・評価第一部会において調査審議することとなった。

*殺虫剤で、今回、キャベツ、はくさい等への新規登録申請がされています。また、インポ

ートトレランス設定（ばれいしょ）の要請がされています。